

8 【受検申請等Q & A】・受検申請書の記入例

Q 1 令和4年度までに「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の技能士を取得していますが、令和5年度からの「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」との関係はどのようになりますか？

A 1 シーケンス制御職種は電気機器組立て職種から独立した新たな職種です。そのため「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」技能士をもって「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の技能士を取得したことにはなりません。

但し、経過措置により、令和4年度までにシーケンス制御作業の実技試験又は学科試験のいずれかに合格している方は、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」を受検の際でも免除が有効です。また、令和4年度までにシーケンス制御作業の技能士を取得した方は、取得した等級と同一であれば、受付期間内に「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の実技試験及び学科試験の両方免除申請をすることにより「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の技能士を取得することができます。

Q 2 「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の1級に合格して5年以上の実務経験があるのですが「シーケンス制御職種」の特級を受検することはできますか？

A 2 令和5年度より新たな職種として独立しましたので、受検することができません。従来からの「電気機器組立て職種」を受検することができます。

「シーケンス制御職種」の特級を受検するには「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の1級に合格後5年の実務経験年数が必要ですので、令和5年度に合格した方は令和11年度以降に特級の受検ができます。また、特級「電気機器組立て職種」の実技試験又は学科試験のいずれかに合格している方は「電気機器組立て職種」に限り免除が有効です。

Q 3 実務経験年数が7年以上あるので1級を受検したいのですが、同じ職種の下位等級（2級）に合格しています。この場合、その合格証書の写しを添付する必要はありますか。

A 3 この場合については、直接1級を受検する実務経験年数がありますので、写しを添付する必要はありません。ただし、申請書の合格状況の欄には、同じ職種の下位等級の合格状況を記入してください。なお、下位等級合格後、短縮された実務経験年数を満たして受検する方は、必ず写しの添付が必要となります。

Q 4 例えば1級集積回路チップ製造作業の学科試験にのみ合格している場合、同じ等級の集積回路組立て作業を受検する際、学科試験は免除になりますか。

A 4 この例では免除になりませんが、同じ職種のひとつの選択作業で技能検定に合格している場合は、同じ等級で別の選択作業の学科試験は免除になります。例えば、1級集積回路チップ製造作業が技能検定合格であれば、1級集積回路組立て作業を受検する際、申請書への免除資格の記入と合格証書の写しを添付すれば学科試験は免除になります。（12ページを参照）

なお、学科試験の試験科目が共通である場合等は、ひとつの選択作業の学科試験に合格していれば別の選択作業の学科試験が免除になりますので、詳しくは当協会にお問い合わせください。（別表2を参照）

Q 5 同時に複数の作業を受検することは可能ですか。

A 5 試験日が重複しない等、可能な場合もありますが、必ず試験日の情報を事前に当協会へ照会してください。